

球磨村告示第4号

令和6年第3回球磨村議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月26日

球磨村長 松谷 浩一

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 球磨村議会議場

○開会日に応招した議員

永椎樹一郎君

西林 尚賜君

宮本 宣彦君

板崎 壽一君

東 純一君

犬童 勝則君

嶽本 孝司君

舟戸 治生君

高澤 康成君

田代 利一君

3月5日に応招した議員

同 上

3月6日に応招した議員

//

○応招しなかった議員

令和6年 第3回 球磨村議会定例会会議録(第1日)

令和6年3月4日(月曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第1号)

令和6年3月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一部事務組合議会報告
- 日程第4 議案第7号 第6次球磨村総合計画基本構想の一部変更及び後期基本計画の策定について
- 日程第5 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第6 議案第9号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第7 議案第10号 球磨村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第13号 球磨村立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第14号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について
- 日程第12 議案第15号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第16号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第17号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第18号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計予算について
- 日程第17 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第20 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一部事務組合議会報告

日程第4 議案第7号 第6次球磨村総合計画基本構想の一部変更及び後期基本計画の策定について

日程第5 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定の一部を変更する協定の締結について

日程第6 議案第9号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について

日程第7 議案第10号 球磨村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第11号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第13号 球磨村立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

日程第11 議案第14号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

日程第12 議案第15号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第13 議案第16号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第14 議案第17号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第15 議案第18号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

日程第16 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計予算について

日程第17 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第18 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第19 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第20 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算について

出席議員（10名）

1番 永椎樹一郎君

2番 西林 尚賜君

3番 宮本 宣彦君	4番 板崎 壽一君
5番 東 純一君	6番 犬童 勝則君
7番 嶽本 孝司君	8番 舟戸 治生君
9番 高澤 康成君	10番 田代 利一君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 假屋 昌子	書記 野々原真矢
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	上 部 宏君
教育長	森 佳寛君	政策審議監	田中真一郎君
総務課長	境目 昭博君	復興推進課長	友尻 陽介君
税務住民課長	蔵谷 健君	保健福祉課長	大岩 正明君
産業振興課長	毎床 貴哉君	建設課長	松舟 祐二君
会計管理者	犬童 和成君	教育課長	高永 幸夫君

午前10時00分開会

○議長（舟戸 治生君） おはようございます。本日は第3回定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第3回球磨村議会定例会を開会します。

会議に先立ち、まず、12月定例会以降の行事と諸般の報告をします。

それぞれの行事につきましては、お手元に配付してあるとおりですので、報告書をもって報告に代えさせていただきます。

続いて、12月定例会以降の例月出納検査について、議会推薦監査委員、板崎壽一君にその報告をお願いします。4番、板崎壽一君。

○議員（4番 板崎 壽一君） おはようございます。12月定例議会以降の例月出納検査の結果についてご報告申し上げます。

令和5年11月、12月、令和6年1月分の結果については、報告書のコピーをお手元に配付しておりますが、検査の結果につきましては、それぞれ何ら不正、非違の点は見受けられず、全

て適正でありました。

なお、数値等の詳細については、報告書を事務局に備えてありますので、御覧ください。

以上で、例月出納検査の報告を終わります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第1、会議録署名議員の指名について、会議規則第123条の規定によって指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、2番、西林尚賜君、3番、宮本宣彦君を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月4日から3月6日までの3日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月4日から3月6日までの3日間とすることに決定しました。

日程第3. 一部事務組合議会報告

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第3、一部事務組合議会の報告を行います。

まず、人吉球磨広域行政組合議会の報告をお願いします。1番、永椎樹一郎君。

○議員（1番 永椎樹一郎君） おはようございます。人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

令和6年第1回人吉球磨広域行政組合定例会1日目が令和6年2月29日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催をされました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、14番、相良村選出の西本巳喜男議員、同じく相良村選出の15番、中村重道議員が指名をされました。

日程第2、会期の決定では、あさぎり町選出の皆越てる子議会運営委員会委員長の報告の後、会期は2月29日に開会し、3月1日から3月24日までを休会とし、3月25日を閉会とする26日間に決定をされました。

日程第3、行政報告では、理事会代表理事から令和5年第4回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がございました。

日程第4、議案第1号人吉球磨広域行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例、日程第5、議案第2号令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第3号）、日程第6、議案第3号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算、日程第7、議案第4号令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額、この4件では、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受けた後、また、施政方針では、次期ごみ処理施設の建設予定地について、本組合所有地である旧免田ごみし尿処理場跡地とすることとし、理事会において方針決定したということの説明がございました。

日程第5、議案第2号の1件については、執行部の補足説明を受け、質疑、採決を行い、原案のとおり可決し、定例会1日目を散会いたしました。

閉会日となる3月25日の議事日程については、最初に一般質問を行い、次に、議案第1号、第3号及び第4号の3件について、執行部の補足説明の後、質疑、採決を行い、最後に委員会の閉会中の継続調査を諮り、閉会することとなっております。

以上、令和6年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会1日目の会議結果についてご報告いたします。

○議長（舟戸 治生君） 次に、人吉下球磨消防組合議会の報告をお願いします。5番、東純一君。

○議員（5番 東 純一君） おはようございます。報告をいたします。

令和6年3月1日、人吉下球磨消防組合消防本部会議場において開かれまして令和6年3月第1回人吉下球磨消防組合議会定例会の会議結果を報告いたします。

会議の結果。

日程第1、会期の決定。令和6年3月1日、1日間と決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名では、7番、村上恵一議員、人吉市選出、1番、松村太議員、人吉市選出を指名されました。

日程第3、議案第1号人吉下球磨消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号人吉下球磨消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上2議案については、一括上程をされました。

昨年5月に公布された地方自治法の一部を改正する法律において、国の非常勤職員の取り扱いとその均衡の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備がなされた。これに伴い、同組合におきましても、会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とするため、関係条例の改正を提案するもので、議案第1号、2号、原案可決いたしました。

日程第5、議案第3号人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正する条例の制定について、今回の改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正されたことから、人吉下球磨消防組合手数料条例の一部を改正を提案するもので、原案可決いたしました。

日程第6、議案第4号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の全部を改正する

条例の制定について、この議案については、人吉下球磨消防組合消防本部職員委員会において、職員から、火災出動手当の支給を求める意見があり、この審議において実施することが適当であるとの結論に至り、そこで給与対象となる出動業務を見直し、現在の業務内容に合わせた適切な手当の支給を行うため、条例の全部改正を提案する議案で、原案可決いたしました。

日程第7、議案第5号令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算について、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,134万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ11億9,081万6千円とするもので、原案可決いたしました。

増減内訳といたしましては、配付してある資料での確認をお願いいたします。

日程第8、議案第6号令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億7,248万9千円とするもの、前年度比では、3億2,505万7千円の増額で原案可決いたしました。

増減内訳につきましては、資料をもっての確認をお願いいたします。

日程第9、消防庁舎建設に関する特別委員会の報告。まず、令和5年11月22日に第13回目となる消防庁舎建設に関する特別委員会を開催した概要について報告があり、続きまして、報告事項として、消防本部中央消防庁舎建設について執行部より報告がありました。

以上の2点が報告をされまして、内容につきましては資料での確認をお願いいたしたいと思っております。

以上をもって、人吉下球磨消防組合議会からの報告を終わります。

○議長（舟戸 治生君） これで一部事務組合議会の報告を終わります。

それでは、これから議案の上程を行います。

日程第4. 議案第7号 第6次球磨村総合計画基本構想の一部変更及び後期基本計画の策定について

○議長（舟戸 治生君） 日程第4、議案第7号第6次球磨村総合計画基本構想の一部変更及び後期基本計画の策定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして、おはようございます。令和6年第3回球磨村議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、ここに第3回定例会が開催されますことに厚くお礼を申し上げます。

今回の定例会では、議案17件を上程させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、上程いただきました議案第7号第6次球磨村総合計画基本構想の一部変更及び後期

基本計画の策定について、提案理由をご説明申し上げます。

第6次球磨村総合計画の前期基本計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度から令和10年度までの5年間とする後期基本計画の策定と第6次球磨村総合計画基本構想の一部を変更するに当たり、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

策定に当たりましては、村民及び中学生のアンケートによる意見などを参考にして、社会の潮流や球磨村の特性、また復旧復興の状況を踏まえつつ、振興計画審議会で議論をいただき、2月20日に答申をいただいております。

後期基本計画につきましては、村民ニーズの反映や村の実体を捉えつつ、令和3年3月に策定した球磨村復興計画と一本化して策定いたしました。

併せて、基本構想の構成要素である将来像につきましては、災害を受けて村の状況が策定当時と大きく変わってしまったことを踏まえて見直しており、基本目標につきましては、施策全体の取り組みを捉えつつ、分かりやすい表現へ一部変更をしております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第5. 議案第8号 球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第5、議案第8号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第8号球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和4年第8回球磨村議会臨時会において議決いただきました球磨村被災住宅移転促進宅地整備事業の施行に関する令和4年度実施協定において、協定金額を1,696万6,373円減額し、4億7,255万8,627円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、令和4年度事業の精算に伴う減額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第6. 議案第9号 球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を

変更する協定の締結について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第6、議案第9号球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第9号球磨村管内宅地かさ上げ事業施行に関する国との協定の一部を変更する協定の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、令和5年第7回球磨村議会定例会において議決いただきました、球磨村管内宅地かさ上げ事業の施行に関する国との協定において、協定金額を1,083万2,800円減額し、6,192万2,300円に変更いたしたく、球磨村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、地権者の建物基礎構造の変更に伴い、かさ上げに必要な土量に変更になったことなどによる減額となっております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第7. 議案第10号 球磨村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第7、議案第10号球磨村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第10号球磨村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年に公布された地方自治法の一部を改正する法律に基づき、国の非常勤職員の取扱いと均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和6年度から会計年度任用職員に対して従来の期末手当に合わせ、勤勉手当を支給できるよう改正を行うものでございます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第8. 議案第11号 球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第8、議案第11号球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第11号球磨村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険制度は、平成12年度に始まり、その運用については、球磨村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を定め、事業を推進しているところでございます。

この計画は、3年を1期として事業計画を定め、これまで8期の計画を策定し、今日に至っており、介護給付費は平成26年度の約6億5,000万円をピークに、令和元年度以降は6億1,000万円から5億9,000万円台を推移しており、今後も大幅な減少に転じることが見込めない状況でございます。

このような中、本年度は第9期計画の策定の時期であることから、今後の向こう3年間の事業計画及びその推進について、球磨村福祉事業計画審議会に諮問しており、先般答申がございました。

その内容の一つに、今後3年間の介護保険料を定める必要もあることから、その保険料についても審議をお願いしたところ、給付費の大幅な減少が見込めないことと、令和2年7月豪雨の影響により、本村の人口が減少する中で、第1号被保険者の数も減少していくことが見込まれることから、令和6年度から令和8年度までの標準月額介護保険料は、現在設定している6,600円であったものを7,500円としております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第9. 議案第12号 球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第9、議案第12号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第12号球磨村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、球磨村消防団の団員数の減少に伴い、条例、定員の改正を行うものでございます。

消防団の団員確保につきましては、全国的な問題として日常的に報道等でも取り上げられており、本村においても重大な問題として認識しているところでございます。

対策として、団員減少に歯止めをかけるべく団員報酬の改正を行うなど、また、現役消防団員においても、日頃より新入団員の勧誘を積極的に行っていただいているところでございますが、特に令和2年7月豪雨災害発生以降、消防団入団適齢人口の減少と進学・就職等で離村される方々が多く、団員の確保及び団員数の維持が困難な状況が続いているのが現状でございます。

現定員につきましては、平成31年3月定例会において定められたもので、5年が経過すると

ともに、徐々に定員と実員数の差が発生しているところがございます。

また、新たな取組としまして、消防団各分団において分団長が推薦する消防団退団者等に機能別団員として参画していただき、有事の際には消防団の後方支援をしていただく仕組みづくりを行い、年額報酬及び出動報酬についても規定したいと考えております。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第10. 議案第13号 球磨村立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第10、議案第13号球磨村立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定についてを上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 上程いただきました議案第13号球磨村立義務教育学校設置条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、村内の小中学校を閉校し、令和6年4月1日に球磨清流学園を開校するために制定した球磨村義務教育学校設置条例の施行に伴い、関係条例について規定の整理等を行うものです。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第11. 議案第14号 令和5年度球磨村一般会計補正予算について

日程第12. 議案第15号 令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について

日程第13. 議案第16号 令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第14. 議案第17号 令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について

日程第15. 議案第18号 令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第11、議案第14号令和5年度球磨村一般会計補正予算についてから、日程第15、議案第18号令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてまでは、令和5年度の一般会計及び特別会計の補正予算についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第14号から議案第18号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第14号令和5年度球磨村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、年度末も近づいたことから、各事業の実績見込み等に基づいて補正を行ってお

ります。

まず、歳出から主な内容をご説明いたしますと、予算書25ページの積立金は、預金利子等の実績に合わせて補正するとともに、財政調整基金は、令和5年度に取り崩した分を積み上げ、減債基金は、損債の償還財源として確保するため、歳入総額の実績から積立てを行います。

予算書27ページの災害対策費では、復興まちづくり計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、宅地かさ上げ後の神瀬地区中心部の道路拡幅工事及び緑地等の整備工事を行うとともに、神瀬地区に建設予定している小規模改良住宅を購入する予算を計上しております。

また、物価高騰対応重点支援地方創生事業費では、国の交付金を活用し、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯の負担を軽減するため、令和5年度住民税均等割のみの課税世帯に対し、1世帯当たり10万円の寄付を行います。

さらに、物価高騰が低所得子育て世帯に特に深刻な影響を与えていることから、令和5年度住民税非課税及び均等割のみの課税世帯の中で、18歳以下の児童を扶養している世帯に対し、児童1人当たり5万円の追加給付を行うこととしております。

予算書29ページの過年度補助金返還金は、令和4年度自立支援給付費等に係る補助金等が実績により確定したため、国や県へ補助金の返還を行うものです。

予算書30ページの保育所運営費は、村内保育園の利用定員の変更や保育士の処遇改善に伴い、予算を増額しております。

予算書34ページの学校管理費では、一勝地小学校屋内運動場を使用する児童生徒や地域住民の熱中症予防のためにエアコンの設置工事を行います。

また、教育振興費では、学校給食費助成金について、食材費の高騰により、小学校費・中学校費ともに予算を増額しております。

予算書36ページの災害復旧費では、事業見込みに合わせて補正をしております。

続いて、歳入の主な内容をご説明申し上げますと、予算書16ページの村税につきましては、個人所得割や法人税割、償却資産現年度課税分等が当初の見込みより増加することとなったため補正をしております。

予算書17ページからの国県支出金につきましては、事業費に合わせて予算額を補正するとともに、予算書22ページの繰入金については、村有施設整備基金において、一勝地小学校屋内運動場空調設備設置事業に係る財源として増額しておりますが、その他基金につきましては、事業見込みや財源組替えに合わせて減額をしております。

予算書23ページの村債につきましては、第4表にお示ししておりますとおり、協議額等に合わせて補正をしております。

そのようなことから、今回は10億6,394万1千円を増額し、予算総額を90億5,046万

4千円とする予算を編成したところでございます。

また、第3表にお示ししております債務負担行為補正につきましては、令和6年度の山口地区の避難路整備事業を追加し、令和6年4月1日から県へ委託するものでございます。そして、災害復旧・復興事業等で年度内での執行が完了できないと見込まれる事業につきましては、第2表で繰越明許費として追加補正等のご提案を申し上げます。

次に、議案第15号、令和5年度球磨村国民健康保険特別会計補正予算について、提案理をご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、基金積立金を実績に合わせて計上しております。また、諸支出金において、支出見込みに合わせて償還金を計上しております。

次に、歳入では、基金積立金及び償還金の財源として繰越金を増額しております。

このようなことから、今回は46万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億3,770万7千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第16号令和5年度球磨村後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、転出または死亡による被保険者数の減少により、保険料及び保険基盤安定負担金を減額しております。また、繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金を計上しております。

次に、歳出につきましては、歳入において減額した保険料及び保険基盤安定負担金に合わせて広域連合納付金を減額し、諸支出金において一般会計繰出金を計上しております。

このようなことから、今回は726万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ5,345万7千円とする予算を編成しております。

次に、議案第17号令和5年度球磨村介護保険特別会計補正予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、国県負担金及び補助金、支払基金交付金を交付決定に合わせて補正しております。また、一般財源として繰越金を追加し、介護給付費準備基金からの繰入金を減額しております。

次に、歳出につきましては、保険給付費について実績見込みに合わせた補正と、国県負担金等に合わせた財源組替えを行ったほか、介護給付費準備基金へ積立てを行っております。

このようなことから、4,196万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ7億7,509万1千円とする予算を編成したところでございます。

最後に、議案第18号令和5年度球磨村簡易水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

まず、歳出につきましては、水道技術管理者資格取得に伴う費用として、実績に応じた一般管理費の減額補正を行っております。

また、村道栗林桜峯線の排水管新設工事につきましては、県代行で施工しております村道栗林桜峯改良工事に合わせた発注となっており、本年度は一部区間の水道工事に対する発注のみとなる見込みであるため、施設整備費の減額補正を行っております。

次に、歳入につきましては、歳出を一般会計繰入金及び繰越金に求めていることから、繰入金及び繰越金の減額補正を行っております。

このようなことから、今回は1,950万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ9,530万円とする予算を編成したところでございます。

また、第2表繰越明許費につきましては、地方公営企業移行業務が2か年にわたっての業務となること、村道栗林桜峯線排水管新設工事につきましては、村道栗林桜峯線改良工事の進捗に合わせての工事となることから、年度内に工事が完了しない見込みであるため、繰越の設定をお願いするものでございます。

以上、令和5年度一般会計並びに特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

日程第16. 議案第19号 令和6年度球磨村一般会計予算について

日程第17. 議案第20号 令和6年度球磨村国民健康保険特別会計予算について

日程第18. 議案第21号 令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第19. 議案第22号 令和6年度球磨村介護保険特別会計予算について

日程第20. 議案第23号 令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算について

○議長（舟戸 治生君） 次に、日程第16、議案第19号令和6年度球磨村一般会計予算についてから、議案第23号令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算についてまでは、令和6年度の一般会計及び特別会計予算についての議案ですので、5議案を一括して上程します。

本案件について、提出者の説明を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 一括上程いただきました議案第19号から議案第23号について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第19号令和6年度球磨村一般会計予算についてご説明申し上げます。

一般会計予算につきましては、3月17日に村長選挙を控えていることから、骨格予算として編成し、義務的経費や、それに準ずる予算のみを計上しております。

一方で、令和2年7月豪雨災害の復旧や生活再建に係る一部の施策事業は、4月1日からも継続されることから、必要に応じて予算を計上している事業もございます。

まず、歳入についてご説明申し上げますと、村税では、個人村民税において前年度からの雑損控除繰越額の減額により所得割の増額が見込まれるため、450万円増の7,200万円余を見込んでおります。

国庫支出金及び県支出金では、道路改良や林業振興対策等に係る事業について計上していないことから、国県それぞれの特定財源を減額した形で計上しております。

そのほか、骨格予算の編成に伴い、財産収入の直営林所在売払い収入や寄付金のふるさと応援寄附金を減額するとともに、繰入金は減債基金のみとし、各種基金繰入金は減額しております。

村債につきましては、第3表にも示しておりますとおり、令和2年7月豪雨からの復旧事業や橋梁長寿命化事業等に活用することとしております。

次に、歳出では、地方自治法の一部を改正する法律に基づき、国の取扱いとの均衡を図る観点から、会計年度任用職員に係る勤勉手当を計上しております。

予算書35ページのデジタル田園都市国家構想事業費は、まち・ひと・しごと創生費から名称を変更しておりますが、これは、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づく球磨村デジタル田園都市構想総合戦略と名称を合わせるものでございます。災害対策費では、令和2年7月豪雨からの復旧及び生活再建に係る事業について、継続的に実施すべきものや、年度当初からの事業着手が必要なものについて計上をしております。

予算書62ページの防災費の衛生無線設備整備負担金は、県との協定に基づき、防災無線の衛星通信を第3世代システムに移行するために負担金を支出し、財源として緊急防災・減災事業債を充てることとしております。

教育費に関しましては、義務教育学校球磨清流学園がいよいよ4月から開校しますが、施設分離型のため、事務効率化の観点から、1年生から4年生までのステージⅠの児童が学ぶ北校舎旧一勝地小学校を小学校費に、5年生から9年生までのステージⅡ、そしてステージⅢの児童が入る南校舎旧球磨中学校を中学校費として整理し、関係経費を計上しております。

そのようなことから、令和6年度一般会計当初予算につきましては、限られた財源による継続的な住民サービスと行政運営に係る骨格予算として、歳入歳出総額41億9,900万円として予算を編成しております。

次に、議案第20号令和6年度球磨村国民健康保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入では、国民健康保険税につきましては、県が示す標準保険料率を基に算出しているところですが、被保険者数の減少により前年度比で減額しております。また、保険給付費の増加に伴い、県補助の保険給付費等交付金を増額しております。

歳出では、国民健康保険事業費納付金につきましては、納付金の減少により前年度比で減額し

ております。また、保険給付費を前年度比で増額しております。

このようなことから、国民健康保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ13万1千円増の予算総額を歳入歳出それぞれ4億8,969万5千円とする予算を編成したところでございます。

次に、議案第21号令和6年度球磨村後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、被保険者から徴収する後期高齢者医療保険料及び一般会計から繰り入れる一般会計繰入金を計上しております。

また、後期高齢者医療保険料につきましては、本村では死亡・転出により被保険者数は減少しておりますが、団塊と呼ばれる世代が75歳に到達することから、全体の被保険者数が増加しているために保険料率は上昇しており、前年度比で増額となっております。

一般会計繰入金につきましては、一般会計から繰り入れた事務費と保険基盤安定負担金から繰入金を計上しております。

次に、歳出につきましては、総務費において村が行う窓口業務及び徴収事務に伴う経費を計上し、また、後期高齢者医療広域連合納付金に対し、後期高齢者医療広域連合へ納付する保険料及び一般会計から繰り入れた事務費及び保険基盤安定負担金を計上しております。

このようなことから、後期高齢者医療特別会計予算の総額は、前年度当初予算と比べ13万3千円増の歳入歳出それぞれ6,070万6千円としております。

次に、議案第22号令和6年度球磨村介護保険特別会計予算について、提案理由をご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算の総額は、前年度当初予算比39万1千円増の歳入歳出それぞれ7億730万円としております。

歳出につきましては、保険給付費において、訪問・通所介護サービス等の居宅介護サービス利用者の増加に伴い、居宅介護サービス等給付費が560万円の増額となったほか、令和2年7月豪雨で被災し休止していた地域密着型介護老人福祉施設が再開する見込みであることから、地域密着型介護サービス給付費が900万円の増額となっております。

歳出につきましては、財源として、介護保険料、国県支出金及び支払基金交付金、一般会計繰入金のほか、介護給付費準備基金からの繰入金を予定しております。

令和6年度は、第9期介護保険事業計画に基づき、高齢者が住みなれた地域でいつまでも健康で暮らすことができるように、自立支援と健康づくりの取組をさらに推進し、医療と介護の連携を強化しながら、介護予防事業の充実を図っていきたいと考えております。

最後に、議案第23号令和6年度球磨村簡易水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

簡易水道特別会計予算の総額は、前年度比844万7千円の減額で、歳入歳出それぞれ1億165万3千円としております。

簡易水道事業は、施設の維持管理を主体として運営しておりまして、歳入につきましては、水道使用者から徴収を行う水道使用料及び交際費の一部に充当を行う一般会計繰入金を計上しております。

歳出につきましては、工事請負費、簡易水道水質検査手数料、水道遠隔監視システム維持管理業務委託料等の維持管理に係る経費のほか、令和2年7月豪雨で被災した水道管の本復旧工事に係る経費を計上しております。

今後におきましても、村民の皆様に安定した安心安全な水の供給に努めていく所存でございます。

以上、令和6年度一般会計並びに各特別会計予算についてご説明を申し上げます。

ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（舟戸 治生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。本日はこれで散会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟戸 治生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

次の本会議は、明日3月5日午前10時から開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでございました。

午前10時49分散会
